

○徳島大学オープンサイエンス推進専門委員会規則

令和7年10月1日

研究戦略室長制定

(設置)

第1条 徳島大学におけるオープンサイエンスを推進するため、徳島大学研究戦略室会議に徳島大学オープンサイエンス推進専門委員会（以下「推進専門委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規則において、オープンサイエンスとは、徳島大学における学术论文のオープンアクセス及び研究データのオープン化・利活用を含む、研究成果の公開及び共有を推進し、研究活動の加速化、新たな知識の創造等を促す取組をいう。

(所掌事項)

第3条 推進専門委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) オープンサイエンス推進に係る企画・立案及び調整に関すること。
- (2) オープンサイエンス推進に係る資源及び人的・経済的支援の基本方針の策定に関すること。
- (3) 研究データの管理並びに公開及び利活用に必要な支援に関すること。
- (4) 本学において作成された研究成果の収集、保存及び公開の促進に関すること。
- (5) 学術情報の流通及び利活用の促進に関すること。
- (6) その他全学的なオープンアクセス推進に関し必要な事項

(組織)

第4条 推進専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副理事（研究（オープンサイエンス推進））
- (2) 研究支援・産官学連携センターから選出された教員 1人
- (3) 情報センターから選出された教員 1人
- (4) インスティトゥーショナル・リサーチ室から選出された教員 1人
- (5) 附属図書館運営委員会委員のうちから選出された教員 1人
- (6) 経営企画部経営マネジメント課長
- (7) 研究・産学連携部研究・産学企画課長
- (8) 学術情報部図書情報課長
- (9) 学術情報部情報企画課長
- (10) その他研究戦略室長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第5条 推進専門委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、推進専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 推進専門委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 第4条第2号から第5号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会議)

第7条 推進専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(代理出席)

第8条 第4条第2号から第9号までの委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 推進専門委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進専門委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、研究・産学連携部研究・産学企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進専門委員会について必要な事項は、推進専門委員会の議を経て委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。